

## 交野市在宅医療廃棄物収集に係る実施要綱

(目的)

第1条 在宅医療に伴い排出される廃棄物（以下「在宅医療廃棄物」という。）の処理について、市の処理責任を果たすため、具体的な収集の方法等、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における「在宅医療廃棄物」とは、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物のうち、非鋭利な物であり、感染の恐れが低いため専門知識を有する者でなくても安全に取り扱うことが可能なものとする。

(対象者)

第3条 収集を受けることができる者は、交野市内で生活しており、在宅医療を受けている市民とする。

(対象となる廃棄物)

第4条 収集する廃棄物は、在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成20年3月 在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会）に規定するもので、本市における処理が困難でないものとする。

(申請及び受付)

第5条 対象者のほか、本人と親族関係にある者、本人の日々の在宅医療に携わる者等（以下「申請者等」という。）が、交野市在宅医療廃棄物収集申請書（様式第1号）により、申請を行うものとする。

(利用の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により申請を受付けたときは、その内容を審査し、必要と認めるときは、対象者と面談、現地状況調査等を行う。

2 前項に規定する面談、現地状況調査等を行うにあたり、対象者のほか申請者等が立会うことができる。

3 第1項及び前項により面談、現地状況調査等を行った後に、収集実施の可否を判定する。

4 前項の規定により収集の可否を判定した結果は、速やかに交野市在宅医療廃棄物収集決定通知書（様式第2号）により申請者等に通知するものとする。

(収集する廃棄物の排出方法等)

第7条 対象者若しくは申請者等が、ごみ袋に入れて玄関先に出すものとする。その他の場合にあつては、市長と対象者若しくは申請者等とで協議のうえ決定した場所とする。

(収集日時)

第8条 収集を実施する日は、市長と申請者等との協議のうえ決定する。ただし、勤務を要しない日は、この収集を実施しない。

2 収集時間は、勤務時間内における指定の時間とする。

(収集の開始及び中止)

第9条 収集を決定した後、速やかに開始するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該収集を中止するものとする。

(1) 対象者のほか、申請者等から収集を中止したい旨の申出があつたとき。

(2) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(秘密の保持)

第10条 在宅医療廃棄物収集に関する者は、当該収集を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 当該収集に関する者は、当該収集を通じて知り得た事項を目的外に使用してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。